

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号のかれい固定式刺し網漁業(釧路総合振興局管内沖合海域)につき、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格	
かれい固定式刺し網漁業	釧路・昆布森海域	次の点1から162度00分の線以東と、点2、点3、点4、点5を結ぶ線及び点5から170度00分の線以西の海域 点1 北緯42度59分48秒東経144度13分23秒(日本測地系:北緯42度59分39秒東経144度13分38秒) 点2 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点3 点2と大黒島南端を結んだ線上、点2から4,500メートルの点 点4 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点 点5 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点から152度30分10,000メートルの点	毎年、10月1日から翌年1月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:52隻)	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	
同 上	厚岸・浜中海域	次の点1、点2、点3、点4を結ぶ線及び点4から170度00分の線以東、点5、点6、点7を結ぶ線及び点7から162度30分の線以西の海域 点1 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点2 点1と大黒島南端を結んだ線上、点1から4,500メートルの点 点3 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点 点4 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点から152度30分10,000メートルの点 点5 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点6 点5から179度26分100メートルの点 点7 点6から181度40分7,000メートルの点	同 上	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:46隻)	同 上	同 上	